

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見書

我が国の予防接種に係る施策においては、これまで疾病の発生及びまん延を予防し、国民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してきたところである。

特に、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチンについては、その必要性と重要性における国民的な議論を踏まえ、平成22年度に国の補正予算により、交付金を活用した事業を創設し、緊急促進事業として接種費用の助成が実施されたところである。

しかし、この事業は、来年度以降の予算措置が講じられておらず、現状のままでは平成23年度末をもって、事業が終了することになる。

このような短期間で事業を終了することは、県民に不公平感をもたらすものであることは言うまでもないが、現在の助成対象者についても、十分な免疫を獲得するのに必要な接種回数 of 全てに助成を受けられない可能性がある。

これら3ワクチンは現在、厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、定期の予防接種として位置づけるかどうか等についての検討がなされているが、決定されるまでの間においても、引き続き県民の健康をしっかりと守っていくという観点から、次年度以降も接種の促進が図られる必要がある。

よって、国におかれては、平成24年度以降についても、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を継続し、それに必要な予算措置を講じるとともに、引き続き国民が安全に接種できる体制を確保するよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

徳島県議会議長 岡本富治